

新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">水産業制度資金融資方針及び運用</p> <p>第1 基本方針</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>融資機関</u>は、制度資金の融資に当たっては、個々の漁業者の実態を十分に把握した上で、資金需要の内容及び償還能力を見極め、経営改善計画の審査及び指導に努めること。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>第2 具体的運用について</p> <p>1 総括的事項</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 県は、漁業秩序の確立及び維持のため、漁業に関する法令若しくは処分に違反し、又は行政庁の指示に従わない者については、利子補給承認（<u>日本政策金融公庫資金の計画承認等を含む。</u>）の対象としない場合がある。また、既に利子補給承認を受けている者については、利子補給の停止若しくは打切り、又は資金を繰上償還させる場合もある。</p> <p>(6)～(8) 略</p>	<p style="text-align: center;">水産業制度資金融資方針及び運用</p> <p>第1 基本方針</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>融資機関及び漁業指導所</u>は、制度資金の融資に当たっては、個々の漁業者の実態を十分に把握した上で、資金需要の内容及び償還能力を見極め、経営改善計画の審査及び指導に努めること。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>第2 具体的運用について</p> <p>1 総括的事項</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 県は、漁業秩序の確立及び維持のため、漁業に関する法令若しくは処分に違反し、又は行政庁の指示に従わない者については、利子補給承認（<u>沿岸漁業改善資金の貸付け及び日本政策金融公庫資金の計画承認等を含む。</u>）の対象としない場合がある。また、既に利子補給承認を受けている者については、利子補給の停止若しくは打切り、又は資金を繰上償還させる場合もある。</p> <p>(6)～(8) 略</p>

2 事務処理要領

略

3 資金別事項

(1) 漁業近代化資金

①～② 略

③ 中古船等の購入については、次により取り扱うこと。

ア 中古船 … 造船所等が安全性及び耐久性を証明する場合は貸付けの対象とする。その際、造船所等が安全性及び耐久性を証明する耐用証明書には、購入する中古船の利用可能な年数を記載すること。

イ～ウ 略

④～⑥ 略

(2)～(3) 略

4 検査項目

(1) 略

(2) 貸付金が別段貯金を経由し、施工業者等の口座へ振込み又は振替で支払われているか。

2 事務処理要領

略

3 資金別事項

(1) 漁業近代化資金

①～② 略

③ 中古船等の購入については、次により取り扱うこと。

ア 中古船 … 進水後 20 年以内に償還を完了すること。ただし、木船については 9 年以内とする。

なお、安全性及び耐久性が造船所の証明書により保証されている場合には、償還完了船齢を最長 25 年（木船については 14 年）まで延長できるものとする。（償還期間は、20 年以内（木船については 9 年以内））

イ～ウ 略

④～⑥ 略

(2)～(3) 略

4 検査項目

(1) 略

(2) 貸付金が別段貯金（沿岸漁業改善資金については、普通貯金も可。）を經由し、施工業者等の口座へ振込み又は振替で支払われているか。

(3)～(5) 略

(附則)

この方針及び運用は、平成 30 年 3 月 28 日から施行する。

(附則)

この方針及び運用は、令和元年 12 月 24 日から施行する。

(3)～(5) 略

(附則)

この方針及び運用は、平成 30 年 3 月 28 日から施行する。